

第23号議案

令和7年度 豊後大野市上水道特別会計予算

(総則)

第1条 令和7年度豊後大野市上水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,600 戸
(2) 年間総配水量	3,621,501 m ³
(3) 1日平均配水量	9,922 m ³
(4) 主要な建設改良事業 イ 一般建設改良事業	93,995 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業	収益		585,634 千円
第1項	営業	収益		504,631 千円
第2項	営業外	収益		81,001 千円
第3項	特別	利益		2 千円
		支	出	
第1款	水道事業	費用		575,361 千円
第1項	営業	費用		530,730 千円
第2項	営業外	費用		39,530 千円
第3項	特別	損失		101 千円
第4項	予備	費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額183,098千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,168千円、当年度分損益勘定留保資金145,261千円、建設改良積立金33,669千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	資 本 的 収 入			141,484 千円
第1項	企 業 債			66,756 千円
第2項	出 資 金			48,588 千円
第3項	工 事 負 担 金			1,100 千円
第4項	国 県 補 助 金			25,039 千円
第5項	固 定 資 産 売 却 代 金			1 千円
支 出				
第1款	資 本 的 支 出			324,582 千円
第1項	建 設 改 良 費			111,486 千円
第2項	企 業 債 償 還 金			208,096 千円
第3項	予 備 費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
三重町水道施設運転管理業務委託	令和8年度	30,000千円
支所水道施設維持管理業務委託	令和8年度	30,000千円
上水道使用料検針業務委託	令和8年度	17,000千円
残留塩素濃度測定業務委託	令和8年度	9,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業事業債	66,756 千円	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率の見直し方式により借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、上水道事業経営の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 45,053 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 統合簡易水道事業に係る企業債利息償還分 4,768 千円
- (2) 児童手当総支給額 360 千円
- (3) 統合前簡易水道事業に係る人件費3名分 28,313 千円
- (4) 支所水道施設維持管理業務委託分 28,105 千円
- (5) 水道事業経営支援分 1,914 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和7年2月21日 提出

豊後大野市長 川野文敏